

用語の解説

● 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成22年変更内容】

平成22年調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類（注）を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として設定したものです。

・平成17年国勢調査 新職業分類特別集計結果について

平成22年国勢調査と平成17年国勢調査との比較が可能となるよう、平成17年国勢調査抽出詳細集計の結果を組替集計したものです。結果の推定は平成17年国勢調査抽出詳細集計の推定方法によるため、標本誤差を含んでおり、全数集計されている基本集計結果とは一致しません。

● 年齢

平成22年9月30日現在による満年齢です。

● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚 — まだ結婚をしたことのない人

有配偶 — 妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

● 労働力状態

労働力状態とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

労働力人口 — 就業者と完全失業者を合わせた人

就業者 ---- 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

（1）勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

（2）事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事 ----- 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていました場合

家事のほか仕事 ----- 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事 ----- 主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者 ----- （1）勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

（2）事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者 ---- 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 — 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事 ---- 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 ---- 主に通学していた場合

その他 ---- 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

● 産業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

【平成 22 年変更内容】平成 22 年調査の産業分類は、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっています。・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していましたが、22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類します。

《注意点》

- (1) 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- (2) 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 —— 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 —— 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 —— 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 —— 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 —— 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 —— 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗務員など

● 住宅の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

住宅……………一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。

住宅以外……寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

● 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 —— 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

- | | |
|-------------------|--|
| 持ち家…………… | 居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。 |
| 公営の借家…………… | その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 |
| 都市再生機構・公社の借家…………… | その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発会社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、ここには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれます。 |
| 民営の借家…………… | その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合 |
| 給与住宅…………… | 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。 |

間借り —— 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

● 世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分しています。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」を含みます。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

I 農林漁業就業者世帯……世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯……世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯……世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯……世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯……世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯……世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯……世帯の主な就業者が非農林漁業の業主

(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯……世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯……親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

(7) 非農林漁業・業主世帯……世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯

(8) 非農林漁業・雇用者世帯……世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯

(9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）……世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯

(10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）……世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

IV 非就業者世帯……親族に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

● 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

通勤・通学者のみの世帯……世帯員の全てが通勤・通学者である世帯

その他の世帯……通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

(通勤・通学者以外の世帯員の構成)

高齢者のみ……65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ……65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ……65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ……65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ……6歳未満の者のみ

幼児と女性のみ……6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

女性のみ……6～64歳の女性のみ

その他……上記以外

● 世帯主及び世帯人員

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

● 国籍

国籍を、「日本」のほか、以下のように11区分に分けています。

11区分 — 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のとおりとしています。

(1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 ———— 日本

(2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 ————— 調査票の国名欄に記入された国

● 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

【平成22年変更内容】世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成22年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更しました。

A 親族のみの世帯 ———— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

なお、平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は親族世帯に含めていました。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

B 非親族を含む世帯 ———— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

C 単独世帯 ———— 世帯人員が一人の世帯

さらに、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯

1 夫婦と夫の親から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯

2 夫婦と妻の親から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (6) 夫婦とひとり親から成る世帯 | 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る |
| 1 夫婦と夫の親から成る世帯 | 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯 |
| 2 夫婦と妻の親から成る世帯 | (1 2) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 |
| (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 | 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 |
| 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 | 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯 |
| 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯 | (1 3) 兄弟姉妹のみから成る世帯 |
| (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 | (1 4) 他に分類されない親族世帯 |
| 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 | |
| 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯 | |

● 親子の同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる者が同一世帯内にいる場合をいいます。
 子との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、子とみなせる者が同一世帯内にいる場合をいいます。

次の用語は大規模調査（10年ごと）のみ

● 居住期間

その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間

● 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

卒業生 —— 学校を卒業して、在学していない人

在学者 —— 在学中の人

未就学者 —— 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

● 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

小学校・中学 —— 【新制】小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部

【旧制】高等小学校、国民学校の初等科・高等科、尋常小学校、通信講習所普通科、青年学校普通科、実業補習学校

高校・旧中 —— 【新制】高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部、准看護師（婦

養成所、高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）

【旧制】高等学校尋常科、尋常中学校、高等中学校予科、高等女学校、実業学校（農業・工業・商業・水産学校など）

師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの）、通信講習所高等科、鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生）、青年学校本科

短大・高専 —— 【新制】短期大学、高等専門学校、都道府県立の農業者研修教育施設、看護師（婦）養成所

【旧制】高等学校高等科、大学予科、高等師範学校、青年学校教員養成所、図書館職員養成所、高等通信講習所本科

大学・大学院 —— 大学、大学院、水産大学校、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）、放送学校（全科履修生、修士全科生）

（注）平成16年までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、次のとおり区分しています。

専門学校専門課程（専門学校）

新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの —— 大学・大学院

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの —— 短大・高専

専門学校高等課程（高等専修学校）

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの —— 高校・旧中

各種学校

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの —— 短大・高専

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの —— 高校・旧中

<補足>

1 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。

2 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

● 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「その他」の三つに区分しています。